月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決！

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol．8

h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL 018-863-7300
FAX 018-863-7303

発行所　秋田市桜戸野金砂町2-6
社会保険労務士法人　畑井事務所

本紙掲載の記事・写真などの無断転載・配信を禁じます。
(c) 社会保険労務士法人 畑井事務所

編集責任者　栗田幸彰

労働時間規制と健康維持

メンタルヘルス、脳・心臓疾患への影響

最近、新聞などで多店舗チェーン店における「管理監督者」の割増賃金の未払いや、過酷な長時間労働による「精神疾患」「過労死」「過労自殺」などの記事が目につくようになってきました。現に労働基準監督署への過労自殺やうつ病などの労災認定の請求数は年々増加しております。現在では過重な長時間労働が健康へ悪影響を及ぼす事が広く知られていますが、「労働時間規制が労働者の健康維持をも目的としてる」という考えのきっかけとなった判例を紹介します。

平成8年「電通事件」

電通事件とは、社員が入社1年5ヶ月後に過剰な長時間労働の末、うつ病を発症し自殺したことに対し、遺族が裁判を起こしたものです。この裁判では、①「労働時間の過剰性の有無」、②「①を前提とした当該労働時間と自殺との間の相当因果関係の有無」、③「②を前提とした会社の安全配慮義務違反等の過失の有無」が争点となりました。最高裁まで争われた結果、③ともに肯定し、約1億6800万円で和解が成立したとされています。そしてこの判決の中で「労働時間規制は割増賃金だけの問題ではなく健康維持も目的とする」という内容を示したのです。この電通事件がきっかけで「労働時間の規制による労働者の健康障害の予防」を目的とした行政や企業の取り組みが進み始めました。

通達で見る「具体的対策」

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導の措置等を定めた通達「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の中から一部を紹介します。過重労働による健康障害を防止するため、「時間外・休日労働の削減」「年次有給休暇の取得促進」「労働時間等の設定の改善」「労働者の健康管理にかかる措置の徹底」についてそれぞれ対策が記載されています。その中でも特に詳細に記載されているのが「労働者の健康管理にかかる措置の徹底」の部分です。その中では、時間外労働・休日労働が長時間にわたった場合の、一定期間当たりの時間外・休日労働時間数に応じた「面接指導等」の実施について記載されています。

図1 時間外・休日労働数別の面接指導等の実施について

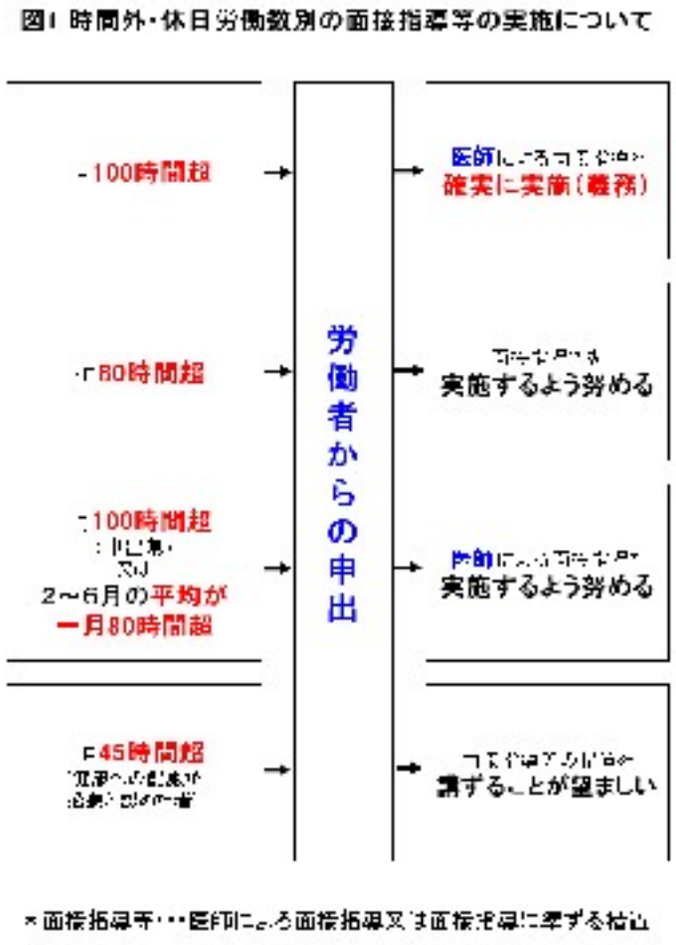

※面接指導等・・・医師による面接指導又は面接指導に準ずる措置

法律上は、「時間外・休日労働時間数が１００時間を超え、疲労の蓄積が認められる者」でかつ、「労働者からの申出」があった場合は「医師による面接指導」が義務付けられています（労働安全衛生法第66条の8、則第52条の2、則第52条の3）。１００時間以内の場合については「義務」とはされていませんが、これはあくまで健康を害することが明白なラインの設定であると考えられる事から、実施する際には労働者個々の能力や作業環境等を含めてその都度判断すべきであり、また、労働者が「申出」をしやすい環境作りも重要なポイントと考えます。

面接指導後の措置

面接指導の結果、医師より当該労働者の健康の保持するために必要な措置についての意見を聴き、必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、図2の措置を講じることが事業主に義務付けられています。

（社会保険労務士　佐々木　健）

図2 事業主が講じなければいけない措置

① 就業場所の変更
② 作業の転換
③ 労働時間の短縮
④ 深夜業の回数の減少
⑤ 衛生委員会への報告
⑥ その他の適切な措置

重要なお知らせ　最低賃金が６４７円に引上げ

平成23年10月30日より秋田県の地域別最低賃金が2円引上げられます。地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合、最低賃金法第４条違反（50万円以下の罰金）となります。自社の賃金が最低賃金額以上かどうかの確認方法等、不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

「助成金説明会・相談会」の開催について（参加無料）

秋田労働局、秋田県、厚生労働省労働関係団体が、助成金制度をはじめ県内の厚生労働省関係団体が取り扱う助成金の説明会・相談会を県内4ヶ所で開催いたします。

開催日	会場名	定員
10月26日(水)	秋田県産業技術センター(秋田市)	80名
10月28日(金)	横手市交流センター(横手市)	40名
10月31日(月)	山利ム荘地域職業訓練センター(山利ム荘市)	40名
11月 1日(火)	北秋田市交流センター（北秋田市）	40名

※各会場どちらも15:00～16:00までの開催となります。

申込用紙・案内リーフレットは秋田労働局のホームページからダウンロードが可能です。

（「**秋田労働局　助成金説明会**」で検索）

また、当事務所から申込用紙を郵送、ファックス送信も可能ですので、お気軽にお問い合せ下さい。

所長の一言

最近、東京に行く機会が多いのですが、何度行っても向こうの方々の歩く速度について行けません。歩くのは苦にならないようですし、田舎者は飛ばされそうです。先日の台風では5時間以上も歩いて帰宅されたという方がいました。これは都会のなせる技なのでしょうか？東京だと5時間歩いても、ＣＩＴＹの中で大勢の他人とお仲間になれたりすると時間も感じず歩け、中途でトイレを貸してもらえたり、災害時の助け合い精神も生きていると聞きました。ＪＲは震災のときは駅から帰宅難民を追い出したようですが。しかし、あの台風の場合、進路も勢力も予想通り、地震と違ってくるのが分かっているに、会社へ出てくるのは使命感か？それとも日本人の心意気でしょうか？交通機関なども前日から休止予定などを打ち出して率先して休むようにしないと、帰宅パニックはいつまで経ってもなくならない気がします。まあ、30分歩くことさえイヤな田舎者は都会の動揺をみると、むしろ面白がってしまいますが。

（所長　堀井　潤）